

職場意識改善助成金交付要綱
(勤務間インターバル導入コース)

(通 則)

第1条 職場意識改善助成金 勤務間インターバル導入コース（以下「助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成^{厚生省}12年労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、中小企業事業主が、労働時間等の設定改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向けて、勤務間インターバルを導入することを目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 この助成金は、中小企業事業主が、（1）及び（2）に掲げる事業（以下「改善事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として第2項で定める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

（1） 労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更の事業

（2） 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、その他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新の事業

2 助成対象経費は、前項に掲げる改善事業を実施するために必要な経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費とする。

3 中小企業事業主は、第1項の改善事業について、勤務間インター

バルの導入について成果目標を設定し、その達成に向けた内容とすること。成果目標は、すべての対象事業場（※1）において、休息时间数が9時間以上11時間未満又は11時間以上の勤務間インターバルを導入することとする。なお、本助成金の支給対象となる勤務間インターバルについては別紙を参照すること。

- 4 補助率及び1企業当たりの上限額は、対象事業場に導入する勤務間インターバルについて、別紙の2（1）に該当するものがある場合は表1により、2（1）に該当するものがなく、2（2）又は（3）に該当するものがある場合は表2により、前項で設定した成果目標における休息时间数（※2）に応じたものとする。

（表1）

休息时间数（※2）	補助率	1企業当たりの上限額
9時間以上11時間未満	3／4	40万円
11時間以上	3／4	50万円

（表2）

休息时间数（※2）	補助率	1企業当たりの上限額
9時間以上11時間未満	3／4	20万円
11時間以上	3／4	25万円

- 5 助成金の交付額は、前項に定める1企業当たりの上限額と、改善事業の実施に要した費用の合計に前項に定める補助率を乗じた額を比較して、いずれか低い方の額とする。

ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （※1）事業主が様式第1号別添「職場意識改善助成金事業実施計画」において指定した事業場を指す。

- （※2）対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息时间数のうち、最も短いものを指す。

（事業実施承認申請手続）

第4条 中小企業事業主は、改善事業の実施承認を受けようとするときは、様式第1号「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」（以下「承認申請書」という。）を事業実施年度の12月15日までに管轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）に提出しなければならない。

(事業実施承認及び不承認の通知)

第5条 労働局長は、前条の規定による承認申請書の提出があったときは、審査のうえ、申請した中小企業事業主が改善事業を実施することが適当であると認めた場合は、事業実施承認の決定を行い、様式第2号「職場意識改善助成金事業実施承認通知書」により、また、改善事業を実施することが適当でないと認めた場合は、事業実施不承認の決定を行い、様式第3号「職場意識改善助成金事業実施不承認通知書」により、当該中小企業事業主に通知するものとする。

2 労働局長は、特段の事情がある場合を除き、承認申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に事業実施承認又は不承認のいずれかの決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 中小企業事業主は、事業実施承認の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、事業実施承認の申請を取り下げようとするときは、事業実施承認の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を労働局長に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 改善事業を行う中小企業事業主(以下「改善事業主」という。)は改善事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、改善事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業実施期間)

第8条 改善事業を実施することができる期間は、事業実施承認の日から当該承認日の属する年度の2月15日までとする。

(計画変更の承認)

第9条 改善事業主は、改善事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合は、あらかじめ様式第4号「職場意識改善助成金事業実施計画変更申請書」を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 労働局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業実施計画変更承認の決定を行い、様式第5号「職場意識改善助成金事業実施

計画変更承認通知書」により、また、申請の内容が適当でないとした場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、様式第6号「職場意識改善助成金事業実施計画変更不承認通知書」により、改善事業主に通知するものとする。

- 3 労働局長は第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(改善事業の中止又は廃止)

第10条 改善事業主は、改善事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第7号「職場意識改善助成金事業中止・廃止承認申請書」を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 労働局長は、前項の承認をしたときは、様式第7号の2「職場意識改善助成金事業中止・廃止承認通知書」により、改善事業主に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 改善事業主は改善事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は改善事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第8号「職場意識改善助成金事業完了予定期日変更報告書」を労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 改善事業主は、改善事業の実施状況について労働局長から報告を求められた場合には、速やかに様式第9号「職場意識改善助成金事業実施状況報告書」を労働局長に提出しなければならない。

(支給申請手続及び実績報告)

第13条 改善事業主は、改善事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は事業実施の承認を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第10号「職場意識改善助成金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)及び様式第11号「職場意識改善助成金事業実施結果報告書」を、労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において支給申請書及び報告書の提出期限について、労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(助成金の額の確定等)

第14条 労働局長は、前条の申請及び報告を受けた場合には、支給申請書及び報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請及び報告に係る改善事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容又は第9条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件（以下「助成金の交付の決定の内容等」という。）に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第12号「職場意識改善助成金支給決定通知書」により、助成金の交付の決定の内容等に適合しないと認めるときは、様式第13号「職場意識改善助成金不支給決定通知書」により、改善事業主に通知する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第15条 改善事業主は、改善事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、様式第14号「職場意識改善助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書」により速やかに、遅くとも改善事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに労働局長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

(事業実施承認の取消等)

第16条 労働局長は、第10条の改善事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の事業実施承認の全部もしくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 改善事業主が、法令、本要綱、法令又は本要綱に基づく労働局長の処分又は指示に違反した場合

(2) 改善事業主が、改善事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(3) 事業実施承認決定後生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 労働局長は、前項の(1)から(3)に該当するとして事業実施承認の全部もしくは一部を取消し又は変更した場合は、様式第3号の2「職場意識改善助成金事業実施承認取消・変更通知書」により、改善事業主に通知する。

3 労働局長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消

しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 4 労働局長は、前項の返還を命ずるときは、様式第15号「職場意識改善助成金返還決定通知書」により、改善事業主に通知する。
- 5 労働局長は、第3項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第17条 改善事業主は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、改善事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械、重要な器具及びその他の財産とする。

- 2 改善事業主は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ労働局長の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

第19条 改善事業主は、改善事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して改善事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 改善事業主は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成金の額の確定の日の属する

年度の終了後 5 年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第20条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が別途定める。

(附則)

この要綱の規定は、平成29年 4 月 4 日以後の申請から適用する。ただし、平成29年 4 月 3 日までに申請がなされたものの取扱いについては、なお、従前の例による。

(別紙) 職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）の
支給対象となる勤務間インターバルについて

- 1 本助成金においては、勤務間インターバルとは、休憩時間数を問わず、就業規則等において終業から次の始業までの休憩時間を確保することを定めているものを指す（平成元年労働省告示第7号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」など法令等で義務づけられている場合を含む。）。

なお、就業規則等において、〇時以降の残業を禁止し、かつ〇時以前の始業を禁止する旨の定めや、所定外労働を行わない旨の定めがある等により、終業から次の始業までの休憩時間が確保される場合においては、当該労働者について勤務間インターバルを導入しているものとする。一方で、〇時以降の残業を禁止、〇時以前の始業を禁止とするなどの定めのみの場合には、勤務間インターバルを導入していないものとする。

- 2 本助成金においては、（1）から（3）のいずれかに該当する場合に支給対象とする。なお、（1）から（3）における「就業規則等」とは、企業全体として適用されるものであって、例えば、個々の労働者に適用される労働条件通知書等は含まない。

（1）勤務間インターバルを導入していない事業場において、新たに当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする、休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルに関する規定を就業規則等に定めること

（2）既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下であるものについて、対象となる労働者の範囲を拡大し、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とすることを就業規則等に規定すること

（3）既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、当該休憩時間数を2時間以上延長して休憩時間数を9時間以上とすることを就業規則等に規定すること

(勤務間インターバル導入コース)

様式第1号(続紙)

2 事業の内容及び目的について

(1) 支給対象の事業	
ア 労務管理担当者に対する研修	イ 労働者に対する研修、周知・啓発
ウ 外部専門家によるコンサルティング	エ 就業規則、労使協定等の作成・変更
オ 労務管理用ソフトウェアの導入・更新	カ 労務管理用機器の導入・更新
キ その他の勤務間インターバル導入のための 機器等の導入・更新	
(2) 事業の目的	
a 勤務間インターバルの導入	

3 国庫補助所要額について

国庫補助所要額	円
---------	---

4 その他

(1) 労働保険料を滞納していないか	滞納していない ・ 滞納している
(2) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていないか	行っていない ・ 行った
(3) 暴力団関係事業場に該当しないか	該当しない ・ 該当する

(注) 前年度及び前々年度の労働保険料の納付・領収証書の写しを添付すること

職場意識改善助成金事業実施計画

1 実施体制の整備のための措置

	措置内容	実施予定時期 (※)
(1) 労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの 機会の整備		
(2) 労働時間等に関する 個々の苦情、意見 及び要望を受け付 けるための担当者 の選任		
(3) 労働者に対する事 業実施計画の周知		

※ (1) (2) について既に実施している場合には、「実施中」と記入すること。

2 支給対象の事業

(1) 対象事業場数 (詳細は別紙に記載)	事業場
(2) 事業の詳細 (勤務間インターバルを導入するための具体的な事業内容、事業の目的(成果目標)との関連性、実施予定時期、所要額の内訳)	
1 勤務間インターバルを別紙のとおり導入する。(平成 年 月予定) 2	
(3) (2)に対する労働者の意見 【意見を聴いた労働者の職・氏名】 【意見】	
(4) 所要額計	円
(5) (4)の額に3/4を乗じた額(1,000円未満切捨)	円
(6) 国庫補助所要額 〔(5)の額。ただし、交付要綱第3条第4項に定める1企業当たりの上限額(※)と比較して、いずれか低い方の額。〕	円

(※) 助成金の上限額については、新規導入の場合、休憩時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては40万円、11時間以上の勤務間インターバルについては50万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休憩時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては20万円、11時間以上の勤務間インターバルについては25万円となります。

この場合、休憩時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

対象事業場一覧

	事業場名	所在地	導入種別 (※ 1)	目標とする勤務間インターバルの時間数 (申請時の時間数) (※ 2)	対象労働者数等 (※ 3)
記入例	△△△△	〒××××-×××× ○○○○○▽-▽	① 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	9 時間 分 (時間 分)	申請時 0 人 事業実施後 30 人 所属労働者 30 人
1		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
2		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
3		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
4		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
5		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
(1) 新規導入する勤務間インターバルのうち、最も短いものの休息時間数					時間 分
(2) 適用範囲の拡大又は時間延長を行う場合、「目標とする勤務間インターバルの時間数」のうち、最も短いものの休息時間数 ((1) に該当がない場合のみ記載)					時間 分

- ※ 1 該当するものに○をしてください。(各種別については下記を参照ください)。
 新規導入：勤務間インターバルを導入していない事業場において、新たに事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルに関する規定を就業規則等に定めること
 適用範囲の拡大：既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下であるものについて、対象となる労働者の範囲を拡大し、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とすることを就業規則等に規定すること
 時間延長：既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、当該休息時間数を2時間以上延長して休息時間数を9時間以上とすることを就業規則等に規定すること
- ※ 2 適用範囲の拡大又は時間延長に該当する場合は、事業実施承認申請時における勤務間インターバルの休息時間数(最も短いもの)をかつこ内に記入してください。○時以降の残業を禁止し、かつ○時以前の始業を禁止する旨の定めや、所定外労働を行わない旨の定めがある等により休息時間が確保される場合は、その休息時間数(最も短いもの)を記入してください。
- ※ 3 「申請時」及び「事業実施後」の欄には各時点における勤務間インターバルの対象労働者数、「所属労働者」の欄には当該事業場に所属する労働者数を記入してください。
- (注) 助成金の上限額については、新規導入の場合、休息時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては40万円、11時間以上の勤務間インターバルについては50万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休息時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては20万円、11時間以上の勤務間インターバルについては25万円となります。
 この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

職場意識改善助成金事業実施承認通知書

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった職場意識改善助成金事業の実施については、審査の結果、承認することとしました。

つきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1項の規定により、} \\ \text{第3項の規定により修正のうえ、} \end{array} \right\}$ 下記のとおり交付すること

とに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 助成金支給の対象となる期間 承認の日より平成 年2月15日まで
- 2 助成金の交付の対象となる経費は、平成29年4月4日厚生労働省発基0404第1号厚生労働事務次官通知の別紙「職場意識改善助成金交付要綱（勤務間インターバル導入コース）」（以下「交付要綱」という。）の第3条に定める事業に要する経費であり、その内容は $\left\{ \begin{array}{l} \text{平成 年 月 日申請書記載のとおり} \\ \text{3のとおり} \end{array} \right\}$ です。
- 3 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円

- 4 助成金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものとします。
- 5 （助成事業主名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び職場意識改善助成金支給要領の定めるところに従うこととします。

(勤務間インターバル導入コース)

- 6 この事業実施の承認内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

(注) 交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)

- 7 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。

※ 職場意識改善助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。

(勤務間インターバル導入コース)

様式第3号

労発雇均 第号

平成 年 月 日

職場意識改善助成金事業実施不承認通知書

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付で申請のあった職場意識改善助成金事業の実施については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

記

理由

--

(勤務間インターバル導入コース)

様式第3号の2

労発雇均 第 号
平成 年 月 日

職場意識改善助成金事業実施承認取消・変更通知書

殿

労働局長 印

平成 年 月 日 労発雇均 第 号による職場意識改善助成金事業実施承認については、下記の理由により { 取り消す
変更する } こととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

内容及び理由

--

職場意識改善助成金事業実施計画変更申請書

労働局長 殿

事業主 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付けで承認を受けた標記助成金について、変更の承認を受けたいので申請します。

記

1 事業実施計画変更の事由

--

2 変更後の事業の内容及び目的について (変更がある場合のみ記載)

(1) 支給対象の事業	
ア 労務管理担当者に対する研修	イ 労働者に対する研修、周知・啓発
ウ 外部専門家によるコンサルティング	エ 就業規則、労使協定等の作成・変更
オ 労務管理用ソフトウェアの導入・更新	カ 労務管理用機器の導入・更新
キ その他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新	
(2) 事業の目的	
a 勤務間インターバルの導入	

3 変更後の国庫補助所要額について

変更後の国庫補助所要額	円
-------------	---

職場意識改善助成金事業実施計画（変更）

1 支給対象の事業（変更する項目のみ記載）

(1) 対象事業場数（詳細は別紙に記載）	事業場
<p>(2) 事業の詳細 (勤務間インターバルを導入するための具体的な事業内容、事業の目的（成果目標）との関連性、実施予定時期、所要額の内訳)</p> <hr/> <p>1 勤務間インターバルを別紙のとおり導入する。（平成 年 月予定）</p> <p>2</p>	
<p>(3) (2)に対する労働者の意見 【意見を聴いた労働者の職・氏名】 【意見】</p>	
(4) 所要額計	円
(5) (4)の額に3/4を乗じた額（1,000円未満切捨）	円
(6) 国庫補助所要額 〔(5)の額。ただし、交付要綱第3条第4項に定める1企業当たりの上限額（※）と比較して、いずれか低い方の額。〕	円

（※）助成金の上限額については、新規導入の場合、休憩時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては40万円、11時間以上の勤務間インターバルについては50万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休憩時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては20万円、11時間以上の勤務間インターバルについては25万円となります。

この場合、休憩時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

対象事業場一覧 (変更後)

	事業場名	所在地	導入種別 (※1)	目標とする勤務間インターバルの時間数 (申請時の時間数) (※2)	対象労働者数等 (※3)
記入例	△△△△	〒××××-×××× ○○○○○▽-▽	① 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	1 1 時間 分 (時間 分)	申請時 0人 事業実施後 30人 所属労働者 30人
1		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
2		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
3		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
4		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
5		〒	1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
(1) 新規導入する勤務間インターバルのうち、最も短いものの休息時間数					時間 分
(2) 適用範囲の拡大又は時間延長を行う場合、「目標とする勤務間インターバルの時間数」のうち、最も短いものの休息時間数((1)に該当がない場合のみ記載)					時間 分

- ※1 該当するものに○をしてください(各種別については下記を参照ください)。
 新規導入：勤務間インターバルを導入していない事業場において、新たに事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルに関する規定を就業規則等に定めること
 適用範囲の拡大：既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下であるものについて、対象となる労働者の範囲を拡大し、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とすることを就業規則等に規定すること
 時間延長：既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、当該休息時間数を2時間以上延長して休息時間数を9時間以上とすることを就業規則等に規定すること
- ※2 適用範囲の拡大又は時間延長に該当する場合は、事業実施承認申請時における勤務間インターバルの休息時間数(最も短いもの)をかつこ内に記入してください。○時以降の残業を禁止し、かつ○時以前の始業を禁止する旨の定めや、所定外労働を行わない旨の定めがある等により休息時間が確保される場合は、その休息時間数(最も短いもの)を記入してください。
- ※3 「申請時」及び「事業実施後」の欄には各時点における勤務間インターバルの対象労働者数、「所属労働者」の欄には当該事業場に所属する労働者数を記入してください。
- (注) 助成金の上限額については、新規導入の場合、休息時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては40万円、11時間以上の勤務間インターバルについては50万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休息時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては20万円、11時間以上の勤務間インターバルについては25万円となります。
 この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

職場意識改善助成金事業実施計画変更承認通知書

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった職場意識改善助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記により承認します。

つきましては、平成 年 月 日 労発雇均 第号で交付決定した内容の一部を次のとおり変更することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる経費は、平成29年4月4日厚生労働省発基0404第1号厚生労働事務次官通知の別紙「職場意識改善助成金交付要綱（勤務間インターバル導入コース）」の第3条に定める事業に要する経費であり、

その内容は { 平成 年 月 日申請書記載のとおり
2及び3のとおり } です。

- 2 承認された変更内容は、次のとおりです。

- 3 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。

事業に要する経費	金	円
うち今回の増加（減少）額	金	円
助成金の額	金	円
うち今回の増加（減少）額	金	円

- 4 この事業実施の承認内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

(注) 交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)

(勤務間インターバル導入コース)

様式第6号

労発雇均 第号

平成 年 月 日

職場意識改善助成金事業実施計画変更不承認通知書

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった職場意識改善助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

記

理由

--

平成 年 月 日

職場意識改善助成金事業中止・廃止承認申請書

労働局長 殿

事業主 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付けで事業実施承認を受けた職場意識改善助成金の助成対象事業について、(中止・廃止)したいので、下記のとおり申請する。

記

1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

2 交付対象事業の中止又は廃止日

平成 年 月 日

3 事業を中止又は廃止する理由

(勤務間インターバル導入コース)

様式第7号の2

労発雇均 第 号
平成 年 月 日

職場意識改善助成金事業中止・廃止承認通知書

殿

労働局長 印

平成 年 月 日 労発雇均 第 号で実施承認した職場意識改善助成金の助成対象事業については、審査の結果、平成 年 月 日付けの申請に基づき（中止・廃止）を承認することとしたので、通知いたします。

職場意識改善助成金事業完了予定期日変更報告書

労働局長 殿

事業主 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

職場意識改善助成金に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了予定期日

変更前 平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日

2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	平成 年度 受入済額	平成 年度への 要繰越額	不用額
円 (平成 年 月 日)	円	円	円

3 予定の期間内に完了しない(助成事業の遂行が困難になった)理由

(勤務間インターバル導入コース)

様式第9号

平成 年 月 日

職場意識改善助成金事業実施状況報告書

労働局長 殿

事業主 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

交付要綱第12条により、職場意識改善助成金の助成対象事業の実施状況について、報告します。

記

事業の実施状況について

--

職場意識改善助成金支給申請書

労働局長 殿

事業主 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

職場意識改善助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金申請額

①費用額計	②上限額 (交付要綱第3条第4項に定める1企業当たりの上限額) (※)	③助成金申請額 (①に補助率(3/4)を乗じた額(1,000円未満切捨)と②の額を比較して、いずれか低い方の額)
円	万円	円

(※) 助成金の上限額については、新規導入の場合、休憩時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては40万円、11時間以上の勤務間インターバルについては50万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休憩時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては20万円、11時間以上の勤務間インターバルについては25万円となります。この場合、休憩時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

2 その他

(1) 労働保険料を滞納していないか	滞納していない ・ 滞納している
(2) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていないか	行っていない ・ 行った
(3) 暴力団関係事業場に該当しないか	該当しない ・ 該当する
(4) 国や地方公共団体からの他の補助金の申請、受給の有無について(本年度の状況)	無 有 → 補助金の名称 []

職場意識改善助成金事業実施結果報告書

労働局長 殿

事業主 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

職場意識改善助成金事業の実施の結果について、下記のとおり報告します。

記

1 実施体制の整備のための措置（(注) 実施状況がわかる資料を添付すること）

(1) 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備

	労働時間等設定改善委員会などの設置の有無	名 称	話し合いの機会の頻度
労使の話し合いの機会の整備	有・無		年 回
話し合った内容			

(2) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

担当者の役職・氏名	
労働者に対する周知方法	
窓口の設置等受け付けやすい体制の整備について、具体的な措置内容	

(3) 労働者に対する事業実施計画の周知

労働者に対する事業実施計画の周知について、具体的な措置内容

(勤務間インターバル導入コース)
様式第 11 号 (続紙 1)

2 支給対象の事業 (注) 納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること)

(1) 対象事業場数	事業場
(2) 事業の詳細 (新規に勤務間インターバルを導入するための具体的な事業内容、事業の目的 (成果目標) との関連性、実施時期、所要額の内訳)	
1 勤務間インターバルを続紙 2 のとおり導入した。(平成 年 月)	
2	
(3) 費用額計	円

3 週 60 時間以上の労働者の有無

	事業開始時	事業終了時
週の労働時間が 60 時間以上の労働者の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

4 成果目標の達成状況 ((注) 変更後の就業規則、労使協定等を添付すること)

	事業場名	導入種別 (※ 1)	事業実施後の勤務間インターバルの時間数 (申請時の時間数) (※ 2)	対象労働者数等 (※ 3)
記入例	△△△△	① 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	1 1 時間 分 (時間 分)	申請時 0 人 事業実施後 3 0 人 所属労働者 3 0 人
1		1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
2		1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
3		1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
4		1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
5		1 新規導入 2 適用範囲の拡大 3 時間延長	時間 分 (時間 分)	申請時 人 事業実施後 人 所属労働者 人
(1) 新規導入した勤務間インターバルのうち、最も短いものの休息時間数				時間 分
(2) 適用範囲の拡大又は時間延長を行った場合、「事業実施後の勤務間インターバルの時間数」のうち、最も短いものの休息時間数((1)に該当がない場合のみ記載)				時間 分

※ 1 該当するものに○をしてください (各種別については下記を参照ください)。

新規導入：勤務間インターバルを導入していない事業場において、新たに事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルに関する規定を就業規則等に定めること

適用範囲の拡大：既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下であるものについて、対象となる労働者の範囲を拡大し、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とすることを就業規則等に規定すること

時間延長：既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、当該休息時間数を2時間以上延長して休息時間数を9時間以上とすることを就業規則等に規定すること

※ 2 適用範囲の拡大又は時間延長に該当する場合は、事業実施承認申請時における勤務間インターバルの休息時間数(最も短いもの)をかつこ内に記入してください。○時以降の残業を禁止し、かつ○時以前の始業を禁止する旨の定めや、所定外労働を行わない旨の定めがある等により休息時間が確保される場合は、その休息時間数(最も短いもの)を記入してください。

※ 3 「申請時」及び「事業実施後」の欄には各時点における勤務間インターバルの対象労働者数、「所属労働者」の欄には当該事業場に所属する労働者数を記入してください。

(注) 助成金の上限額については、新規導入の場合、休息時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては40万円、11時間以上の勤務間インターバルについては50万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休息時間数が9時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては20万円、11時間以上の勤務間インターバルについては25万円となります。

この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

職場意識改善助成金支給決定通知書

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった職場意識改善助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

記

支給決定額（確定額）

円

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 職場意識改善助成金事業の実施に要した費用の支出及び成果目標の達成状況に関する証拠書類は、翌年度の初日から起算して5年間整理保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を直ちに返還していただきます。

(勤務間インターバル導入コース)

様式第 13 号

労 務 局 均 第 号

平 成 年 月 日

職場意識改善助成金不支給決定通知書

殿

労 働 局 長 印

平成 年 月 日付で支給申請のあった職場意識改善助成金については、審査の結果、下記の理由により支給しないことを決定したので、通知いたします。

記

理由

--

職場意識改善助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書

労働局長 殿

事業主 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく確定額又は事業実績報告額

金

円

- 2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金

円

- 3 参考となる書類（別添：2の金額の積算内訳等）

職場意識改善助成金返還決定通知書

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けをもって支給した職場意識改善助成金については、下記により返還するよう通知いたします。

記

1 返還の理由

2 返還額 円

3 返還の期限 平成 年 月 日

4 返還の方法 別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

5 なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。